

栃木県子どもを犯罪の被害から守る条例（仮称）案の概要等について

1 条例制定の背景

次代を担う子どもが犯罪の被害に遭うことなく安全に安心して暮らすことは、県民全ての願いであり、子どもを守り健やかに育むことは、社会全体の使命です。

しかし、本県では、平成17年12月に旧今市市内で発生した女子児童殺人・死体遺棄事件が依然として未解決であるほか、子どもに不安を与える行為や威迫する行為が度々発生し、更には児童ポルノが氾濫するなど、子どもを取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

こうした情勢を踏まえ、栃木県では、社会全体で子どもを犯罪から守ることが極めて重要であるとの認識の下、子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪の被害を未然に防止するため、県、県民及び事業者の責務、必要な施策、子どもの安全を脅かす行為等に対する規制等について、条例に定めることを検討しています。

2 条例案の概要

(1) 定義

この条例での「子ども」とは、13歳に満たない者とします。

(2) 適用上の注意

この条例の適用に当たっては、県民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならないこととします。

(3) 県、県民及び事業者の責務

ア 県は、子どもの安全を確保するための必要な施策を実施する責務を負うとともに、施策の実施に当たっては、国や市町との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとします。

イ 県民及び事業者についても、子どもの安全を確保するための責務を定めることとします。

(4) 子どもに不安を与える行為の禁止

公共の場所又は公共の乗物において、保護者等が直ちに危害を排除できない状態にある子どもに対し、正当な理由なく、子どもに不安を与える行為をすることを禁止します。

【子どもに不安を与える行為の例】

- 「おもちゃを買ってあげるから、おいで。」等、甘言を使って子どもを惑わすこと。
- 「お母さんが事故に遭ったから、一緒においで。」等、うそを言って子どもをだますこと。
- 「靴下を売って。」等、義務のない行為を子どもに要求すること。

(5) 子どもを威迫する行為の禁止

公共の場所又は公共の乗物において、保護者等が直ちに危害を排除できない状態にある子どもに対し、正当な理由なく、道路に立ちふさがる等、子どもを威迫する行為をすることを禁止します。

(6) 子どもポルノの所持の禁止等

ア 正当な理由なく、子どもを被写体とするポルノ（以下「子どもポルノ」といいます。）を所持し、又は子どもポルノを描写した情報を記録した電磁的記録を保管することを禁止します。

イ 公安委員会は、正当な理由なく子どもポルノ等を所持し、又は保管する者に対し、期限を定めて当該子どもポルノ等の廃棄又は記録の消去を命じることができることとします。

ウ 公安委員会は、上記命令をするため必要があるときは、警察官に、立ち入り、調査等をさせることができることとします。

(7) 禁止行為等に係る通報

この条例の禁止行為に違反したと認められる者を発見した者は、速やかに、警察官等に通報するよう努めるものとします。

(8) 罰則

この条例の禁止行為に違反した者に対する罰則を規定する等、条例の実効性の確保を図ります。